



一般廃棄物処理施設設置許可証

令和8年2月27日

住所 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2
氏名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日	令和8年2月27日	許可番号	1-162
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（選別）（政令第5条第1項） 可燃ごみ、不燃ごみ		
設置場所	茨城県ひたちなか市大字高野字大房地1967番1 外9筆		
処理能力	122.53t/日（8時間）		
許可の条件	無		
省令第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ ④		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関係法令を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		